指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
琴棋書画仙人図襖	令和八年六月十二日	令和八年六月二十九日から令和九年二月二十六日	株式会社朝日新聞社 代表取締役社長　角田　克 東京都中央区築地五―三―二 公益財団法人東京都歴史文化財団 東京都美術館 館長　高橋　明也 東京都台東区上野公園八―三六 地方独立行政法人大阪市博物館機構 大阪中之島美術館 館長代行　植木　啓子 大阪府大阪市北区中之島四―三―一	公益財団法人東京都歴史文化財団　東京都美術館 東京都台東区上野公園八―三六 令和八年七月二十五日から同年十月十八日 地方独立行政法人大阪市博物館機構　大阪中之島美術館 大阪府大阪市北区中之島四―三―一 令和八年十月三十一日から令和九年一月三十一日

備考　指定美術品等の関係書類を文化庁に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。

○海上保安庁告示第二十三号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）の規定に基づき、航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定め、令和八年七月三十一日から施行する。

令和八年七月六日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示

航路等を記載する海図の指定に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

番号又はセル番号	図名又は海域	縮尺又はセルサイズ	記載事項
（略）			
W77	紀伊水道及付近 （分図）日高港	1／200,000 1／20,000	（紀伊水道及付近） 法第１条第２項の政令で定める境界

改正前

番号又はセル番号	図名又は海域	縮尺又はセルサイズ	記載事項
（略）			
W77	紀伊水道及付近 （分図）日高港	1／200,000 1／20,000	（紀伊水道及付近） 法第１条第２項の政令で定める境界
JP77	KII SUIDO AND APPROACHES PLAN : HIDAKA KO	1／200,000 1／20,000	(KII SUIDO AND APPROACHES) 法第１条第２項の政令で定める境界